

仕 様 書

1. 委託業務名

令和7年度竹富町エコツーリズム推進全体構想等に係る情報発信業務

2. 業務の目的

西表島では、豊かな自然環境を利用した自然体験型の観光が盛んに行われている一方で、フィールド入込客数の増加に伴う利用フィールドの無秩序な拡散やフィールドの過剰利用による自然環境の劣化などが懸念されている。こうした課題に対応するため、竹富町西表島エコツーリズム推進協議会が西表島エコツーリズム推進全体構想（以下、「全体構想」という。）を策定し、竹富町観光案内人条例との連携により観光と地域、自然の良好な関係性の構築を進めている。

本業務では、WEB上の媒体を通じ来訪者や住民に対して希少動物の保護や環境の保全につながる情報発信を行うものである。

3. 契約期間

契約の日から、令和8年2月27日まで

4. 事業場所

西表島内外

5. 委託する内容

(1) WEB普及啓発業務

(ア) 来訪者及び住民を主な対象として、WEB広告を活用して地域および自然環境への配慮を促す情報へのアクセスを促すこと。

広告表示回数の目標は400万回以上とする。

(イ) 配信対象地域

西表島内とする。ただし、必要に応じ島外についても竹富町が具体的に指定する場合がある。

(ウ) 配信計画と配信量

事前に配信計画と想定する配信量を提出すること。

(エ) 広告入稿に必要なバナーを8種類×各配信面のサイズ分以上製作すること。

(オ) 表示回数、クリック回数等の配信状況が常時確認できる状態にし、2週間に1回、

1日1～2時間程度、配信状況の確認を行い、月1回レポート（報告書）を翌月10日までに提出すること。

(カ) 配信量のコントロール、配信停止・再開等竹富町の指示に都度対応すること。

(2) 業務打合せ

業務にあたって、担当官との打合せを実施すること。業務開始時、中間、業務取りまとめ時を基本とし、年3回程度を想定している。場所は竹富町役場（石垣市内）を基本とするが、詳細は担当官と協議の上決定すること。

(3) 報告書の作成

実施結果を取りまとめた報告書を作成すること。

6. 発注者との調整

- (1) 業務を遂行するにあたり、発注者との調整を行う責任者を明らかにし、進捗状況を随時報告して調整を図ること。
- (2) 本業務は、予算の適正かつ効果的な執行を確認するために、必要に応じて事業効果に関する資料を求める場合がある。
- (3) 本業務に要した経費について、帳簿を備え支出額を記載して、その出納を明らかにし、支出内容を証する書類を整理して保管すること。
- (4) その他、本業務の実施に際し、発注者の要請に速やかに応じること。

7. 再委託・外注

(1) 一括再委託の禁止等

委託業務の全部、又は主体部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、次の定めにより町が承諾する場合、これと異なる取り扱いをすることがある。

再委託をする場合は、再委託の相手（以下「再委託先」という。）を明らかにした上で、再委託先の業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力、個人情報の管理を含む再委託業務の遂行の細目について書面をもって説明をし、再委託に先立って町の承認を得なければならない。

(2) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書を提出するとともに、事前に書面による町の承認を受けなければならない。

ただし、以下に定める簡易な業務を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りではない。

(ア) 資料の収集・整理

(イ) 複写・印刷・製本

(ウ) 原稿・データの入力および集計

8. 成果品

成果品として、報告書の紙媒体及び電子データを収納した DVD-R 等電子媒体 1 部を納品するこ

と。

9. 著作権

成果品の著作権及び所有権は発注者に帰属する。本委託業務の実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものを取扱う場合においては、受託者の責任と費用をもって処理すること。

10. 一般管理費の取扱いについて

- (1) 本事業の委託契約における一般管理費は、以下のとおり定めることとする。

一般管理費：(直接人件費＋直接経費－再委託費)の10%を上限

※上記計算式における再委託費は、当該事業に直接必要な経費のうち、受託者が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者へ委任又は準委任して行わせるために必要な経費に加え仕事の完成を目的とした外注（請負契約）に必要な経費も対象とする。

- (2) 受託者独自の指定又は業種特有の理由等により、(1)で定める一般管理費での受注が困難である場合には、協議書等を町へ提出し、確認書の交付を受けた上で、確認を受けた一般管理費率による積算を行うことができる。

11. その他

- (1) 本契約履行にあたり、業務に関する発注者所有の資料については、その必要に応じ受託者に貸与する。
- (2) 本仕様書に明記されていない事項で、当然具備されなければならない事項は、これを省略してはならない。
- (3) その他業務実施にあたり、疑義が生じた場合は、発注者及び受託者で協議の上決定する。